

< 報告事項 >

暫定税率の取扱い（平成30年度改正）

平成29年11月29日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

暫定税率の取扱い(平成30年度改正)

農水産品等

- 関税割当制度の対象品目
- ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された品目 等
 - ⇒ 基本税率とは別に、国際約束した市場アクセス機会を無税(又は低税率)で提供する一方、それを超える輸入に対して内外価格差を勘案した高税率を設定
 - ⇒ 基本税率とは別に、関係国との協議結果に基づき税率を引き下げて設定 等

379品目

鉱工業品

- 内外価格の状況等を踏まえ、輸入品の価格によって関税率を変動させていた品目。課税される価格帯(無税点価格を超える価格帯)が協定無税とされたこと等から、今後中長期的に税率見直しを行う蓋然性が認められないため、来年度改正で現行の暫定税率を基本税率化

・銅・鉛・亜鉛の地金(26品目)

26品目

- 産業政策上の要請から、基本税率とは別に、税率設定する必要がある品目
 - ・石油化学製品製造用の揮発油・灯油・軽油(8品目)、ノルマルパラフィン(3品目)
 - ・バイオETBE、バイオETBE製造用のバイオエタノール(2品目)

13品目

合計

1

418品目